

河内長野市
第4次子ども読書活動推進計画

令和3年3月
河内長野市

目 次

河内長野市第4次子ども読書活動推進計画の策定にあたって	1
第一章 第3次計画の総括	2
1. 第3次計画期間の取組・成果	
2. 第3次計画期間の課題	
3. 第3次計画期間における数値目標の検証	
第二章 子どもの読書活動を取り巻く情勢と国の基本的方針	12
1. 子どもの読書活動を取り巻く情勢	
2. 国における子ども読書活動の推進計画の基本的方針	
第三章 計画の基本的な考え方	16
1. 計画策定の基本理念と目的	
2. 基本目標	
3. 計画の期間	
第四章 子どもの読書活動推進のための取組	17
1. <u>家庭における子どもの読書活動の推進</u>	18
(1) 本に親しむ出会いづくり	
(2) 子どもと本をつなぐ人づくり	
2. <u>地域における子どもの読書活動の推進</u>	19
(1) 本に親しむ出会いづくり	
(2) 子どもと本をつなぐ人づくり	
3. <u>学校等における子どもの読書活動の推進</u>	20
(1) 本のある環境づくり	
(2) 本に親しむ出会いづくり	
(3) 子どもと本をつなぐ人づくり	
(4) 子どもと本をつなぐ体制づくり	
4. <u>図書館における子どもの読書活動の推進</u>	23
(1) 本のある環境づくり	
(2) 本に親しむ出会いづくり	
(3) 子どもと本をつなぐ人づくり	
(4) 子どもと本をつなぐ体制づくり	
第五章 子ども読書活動推進計画の推進のために	28
1. 計画の位置づけ	
2. 推進体制の整備	
3. 財政上の措置など	
用語説明	29
推進機関等による子どもの読書活動推進のための取組（行動計画）	33
第4次計画期間における数値目標	37

河内長野市第4次子ども読書活動推進計画の策定にあたって

子供は、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになる。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料（※）を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われる。

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっている。子供たちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められている。

一方、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にある。あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかとの指摘もある。

このような状況にあって、現在、学習指導要領等の改訂や高大接続改革が行われているところである。その中で、読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっていると考えられる。★

（※電子書籍等の情報通信技術を活用した読書も含む。）

★平成30年4月20日閣議決定 「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」第2章基本的方針から引用

平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が施行され、この法律に基づき国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、大阪府においては平成15年1月に「大阪府子ども読書活動推進計画 大阪府子ども読書ルネッサンス」が策定されました。

本市においても子どもの読書活動推進の重要性に鑑み、市全体で子どもの読書環境の整備を図っていくことを目指し、総合的かつ計画的な施策の推進を目的に平成18年3月に「河内長野市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境整備の推進に取り組んできました。平成22年度の第1次計画期間満了時および平成27年度の第2次計画期間満了時にあたっては、各次計画を踏襲しつつ国の各次計画に基づき、河内長野市の子ども読書活動をより一層推進するため、計画を見直し、策定してきました。

令和2年度で第3次計画が5年の計画期間を満了するにあたり、国の第四次計画に基づき、第3次計画期間における成果や課題を総括したうえで、子どもの読書環境の整備を図っていくことを目的に、河内長野市第4次子ども読書活動推進計画をここに策定します。

第一章 第3次計画の総括

第3次計画においては、これまでの各次計画を踏襲・継続し、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進すること」を基本理念とし、基本目標を以下のとおりに決めました。

①家庭における子どもの読書活動の推進

読み聞かせの楽しさや読書の重要性について、子どもの最も身近な存在である保護者に対して理解の促進を図り、広く普及するよう努めます。

②地域における子どもの読書活動の推進

各関係機関、ボランティアとの連携・協力を図り、地域において、さまざまな本との出会いを工夫し提供して、子どもの読書環境をより充実させるよう努めます。

③学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園・保育所・認定こども園での絵本や物語に親しむ環境の整備や、各学校段階で生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるための取組を進めます。

④図書館における子どもの読書活動の推進

子どもが利用しやすい環境の整備や資料の充実を図るとともに、「子ども読書の日」（4月23日）にちなんだ行事の開催など、子どもの読書活動についての関心と理解を深め、積極的な読書活動を行う意欲を高めるための取組を進めます。

これに基づき家庭、地域、学校等や図書館において、さまざまな取組が次のように行われました。

1. 第3次計画期間の取組・成果

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

①本に親しむ出会いづくり

・図書館では、健康推進課主催の4か月児健康診査時において、絵本の読み聞かせの楽しさや大切さを伝え、4か月児の図書館利用者カードを発行し、その場で絵本の貸出も行いました。また、祝休日およびイベント時を除く毎週金曜日に図書館の「おはなしのへや」で0～2歳児向けの赤ちゃん絵本を300冊程度展示し、自由に読み、貸出もできる「こくじらひろば」を開催しました。

②子どもと本をつなぐ人づくり

・図書館では、4か月児健康診査時のボランティアによる絵本の読み聞かせ、ブックリスト^{※1}の配付、図書館でのおはなし会のPRを行いました。1歳7か月児健康診査での配付を目的にブックリストを作成し、平成22年度からは1歳児向け2歳児向けの取組として「赤ちゃんタイム」^{※2}を定期開催しています。ボランティアの協力を得ながら保護者に対して絵本をはじめとする読書への啓発を行いました。また、子ども向け図書館

だよりを発行し、中学校の新1年生にヤング^{※3}コーナーのPRチラシを配付するとともに、図書館の利用登録を促しました。

・乳幼児健診センターでは、4か月児健康診査時のボランティアによる絵本の読み聞かせ、ブックリストなどの配付、1歳7か月児健康診査時でのブックリストの配付を実施しました。

・幼稚園・保育所・認定こども園では、園庭開放や地域支援出前保育事業^{※4}などでの絵本の読み聞かせや保護者向けの本も含めた絵本などの貸出を行いました。また、ボランティアによる読み聞かせも行い、保護者と子どもと一緒に読書を楽しむきっかけづくりに努めました。

・子ども・子育て総合センターでは、育児講座の開催、毎日のお楽しみタイム・わくわく広場での読み聞かせ、福祉委員会主催の子育てサロンなどでの読み聞かせ、絵本・紙芝居の貸出、読み聞かせボランティアによるおはなし会の定例実施、図書館からの団体貸出の利用、利用者のおすすめ絵本の紹介、英語絵本の展示貸出など、各機関やボランティアとの連携をとりながら数多くの子育て支援事業の中で読書啓発を図りました。

・公立小中学校では、図書便りで保護者向けの本の紹介や学校図書館の様子を紹介する記事の連載をしたり、学校ホームページへの掲載、新1年生保護者へのリーフレット配付、図書館・市広報・市ホームページでの読書ノート^{※5}活動の紹介、PTA総会や参観日の機会をとらえ読書への呼びかけを行うなど、保護者へのさまざまな啓発が行われました。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

①本に親しむ出会いづくり

・すべての放課後児童会で読み聞かせや読書の時間を実施しました。本に親しむ機会の充実のため放課後児童会では読み聞かせや読書などをその指導内容に位置づけました。また、夏休みには、図書館司書の選書による「夏休みお楽しみパック」を全放課後児童会に配送し、長期休暇中の読書の機会を確保しました。

・公民館では、おはなし会や絵本の会等の読書啓発イベントを開催、子どもや大人を対象とした教室・講座事業において資料展示による図書の活用やテーマ展示等を実施し、子どもと本との出会いづくりに取り組みました。

②子どもと本をつなぐ人づくり

・図書館では、既存のボランティア団体の協力を得ながら、初心者向けの読み聞かせボランティア講座や、経験者向けのスキルアップ講座を開催しました。

・ボランティアに対し、おはなし会、おはなしウォッチング、クリスマス会の図書館事業への出演、地域のイベント等への派遣要望に対して紹介を行い、活動の場を提供するとともに、その拡大充実を図っています。また、団体貸出を実施し、各種縁機関からの講座・催し等の紹介を行い、ボランティアへの資料・情報の提供を継続的に行いました。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

①本のある環境づくり

・幼稚園・保育所・認定こども園では、地域への絵本貸出事業の充実を含め蔵書の充実を図りました。図書館からの団体貸出やパック貸出も利用し、子どもに多様な図書を提供しています。

・公立小中学校では、学校図書館図書標準^{※6}を目指した計画的図書の購入を行いました。また、学校図書館の蔵書を充実させるうえで必要となる収集に関する方針について、平成23年に「河内長野市立学校図書館資料収集方針」を策定し、平成28年度～令和元年度間で小学校約10,900冊・中学校約14,800冊を購入しました。さらに学級文庫への図書の寄贈を地域・家庭に働きかけ、図書の活用とリサイクルを図りました。

②本に親しむ出会いづくり

・幼稚園・保育所・認定こども園では、日常的に年齢にあった絵本の読み聞かせを実施し、読み聞かせから劇遊び等へと発展させる活動などを取り入れています。教材や副教材となる絵本の読み聞かせや教材研究も実施しました。また、参観やお誕生会、生活発表会などの機会をとらえ、読書につなげるイベントを実施したり、保護者のサークルやボランティアなどが読み聞かせや劇等を披露するなど、読書啓発につながるイベントの実施と促進を図りました。

・公立小中学校では、電算システムによる学校図書館の適正な蔵書管理が行われ、各学校ごとの「学校読書活動推進目標」^{※7}に基づき、学校図書館が各教科等の授業の中で計画的に活用されるとともに「朝の読書」など読書時間が確保されました。また、各学校において、読書週間などで読書啓発イベントが実施され、日常的に本との出会いづくりに取り組んでいます。小学3年生の施設見学や中学2年生の職業体験などの場として図書館を選ぶ小中学校もありました。

③子どもと本をつなぐ人づくり

・公立小中学校では、言語力向上司書（学校司書）^{※8}を全小中学校に配置し、教育委員会主催の研修と市外研修へ積極的な参加を行いました。また、定期的に司書連絡会を開催し、情報の共有や研修を深める機会を設けています。

④子どもと本をつなぐ体制づくり

・公立小中学校では、地域文庫^{※9}、保護者やおはなしボランティア団体によるおはなしや読み聞かせの活動が行われました。図書ボランティアによって、学校図書館での資料揭示、本の修理などの作業や館内の環境整備などのサポートが行われました。

(4) 図書館における子どもの読書活動の推進

①本のある環境づくり

・図書館では児童書、ヤング向け図書など子どもにとって魅力ある図書の充実を図りま

した。児童書においては平成28年度～令和元年度間で約12,700冊、ヤング向けとしては約3,000冊を整備しました。放課後児童会への団体貸出セット「夏休みお楽しみパック」用の資料を補充購入し、「えほんのひろば」※10巡回用の絵本なども補充購入するなど資料の充実を努めました。障がいのある子どもや日本語以外を母語とする子どもなど、多様な子どもが読書を楽しめるよう資料の収集を行いました。障がいのある子どもに向けてボランティアにより制作された「さわる絵本」※11については令和元年度末で20タイトル24冊所蔵し、「布の絵本」※12については令和元年度末で20冊所蔵しています。パソコンで読む「マルチメディアデイジー」※13図書は76点所蔵しています。これらの利用促進・拡大を目的としたPRイベント「さわる絵本・布の絵本大公開」も行いました。「わかりやすい本」コーナーの新設やピクトグラム※14の活用、福祉関係機関へのパック貸出などにも取り組みました。日本語以外を母語とする子どもに向けては英語絵本を中心に計画的に購入し、学校支援用図書※15にも英語絵本を整備しました。令和元年度末で753冊（学校支援用は除く）を所蔵しています。英語多読資料※16についても1,035冊を所蔵しています。

・図書館サービス網の充実として公民館図書室との図書相互利用をより効率的にするため図書の集配送の委託を行うとともに、公民館主催事業の児童書展示への協力などを行いました。自動車文庫の活性化策として、福祉施設への巡回の継続、テーマに沿った図書の展示、図書館の利用案内や図書館だよりだけではなく、キックスやラブリーホールなどのパンフレットを備え配布して、自動車文庫からの情報発信に努めました。

・平成29年4月から、市内の幼稚園・保育所・認定こども園の希望を聴取し、パック貸出を実施し、団体貸出の利便性を高めました。

・ヤング層に対してはヤング向け図書館だよりによる図書情報の提供と近隣の高等学校との図書館だよりの交換、高校生との共同企画を実施、加えて高校生ボランティアの受入や図書館ツアー※17を行いました。

②本に親しむ出会づくり

・図書館では、定例のおはなし会や赤ちゃんタイムをはじめ「子ども読書の日」・「読書週間」記念事業の「おはなしウォッチング」、「夏休み子ども科学教室」、調べ学習を支援する「めざせ図書館マスター」や「親と子のクリスマス会」などを開催しました。さらに「図書リサイクルフェア」※18への児童書提供をPRし、同フェアへの児童書の提供数の増加を図りファミリー層の取り込みに努めました。子ども子育て総合センターや大阪府立花の文化園などに「えほんのひろば」を出張し、子どもと本との出会いを演出できる事業を実施しました。

③子どもと本をつなぐ人づくり

・図書館では、令和2年4月現在の職員（会計年度任用職員含む）32人中26人（80%を超える）が司書資格を保有、関係機関等が開催する研修・講座へ積極的に職員（会

計年度任用職員含む)を参加させています。今後とも司書としての資質向上にむけた研修等への参加を継続的に行います。

④子どもと本をつなぐ体制づくり

・図書館では、学校図書館への配送・回収サービス、インターネット予約による物流ネットワークを構築、学校が取り組む読書ノートへの協力のほか、学齢期子ども読書活動推進連絡会議の定期開催で学校等との連携を深めました。言語力向上司書(学校司書)との連携として司書連絡会への図書館司書の参加、言語力向上司書(学校司書)による取組の紹介を夏休み期間に図書館展示スペースで行い、定期的に各小中学校へ「図書館だより(児童、ヤング)」を送付しました。学齢期の児童生徒や教職員に対しても、レファレンスサービス※19を行っています。小中学校の希望に応じ、図書館司書とボランティアが学校を訪問し、子どもたちが自由に楽しみ、本とふれあう機会を提供する「えほんのひろば」を行いました。

・市内で活動する地域文庫やおはなしボランティアグループを中心として設立された連絡会との連携を進めています。図書館では、連絡会の定例会、総会へ出席し、図書館と同連絡会との連携を強化するとともに、図書館主催の読み聞かせボランティア講座への講師派遣、おはなし会やクリスマス会等図書館事業への参画を促進しました。また、図書館から地域への情報発信として、図書館ホームページでのイベントの案内やその実施報告の掲載、また、メールマガジンでもイベント情報や新着図書のお知らせ案内等を配信しています。

(5) 図書館並びに学校図書館の貸出状況

図書館並びに学校図書館の令和元年度末の状況は右記の表のとおりとなりました。第2次計画策定時の平成21年度末の数字および第3次計画策定時の平成26年度末と比較すると、図書館では少子高齢化の影響が大きく対象年齢の各層で減少し、全体として約55,000冊の減少となりましたが、学校図書館では児童・生徒数の減少および令和元年度における新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校がありながらも「朝の読書」や「読書ノート」などの取組が成果をあげ、全体として約3,600冊の増加となりました。図書館では学校での読書週間の取組に対して団体貸出により図書を用意したり、調べ学習への支援として学校支援用図書を整備するなどの取組を行ってきました。今後も子どもたちの日常生活の場である学校との連携により、読書活動の推進につなげたいと考えています。

【図書館】

平成21年度図書館年齢別利用統計① …平成23年3月河内長野市第2次子ども読書活動推進計画から抜粋

年 齢	0～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	合計
年間貸出冊数	45,361	121,729	34,341	21,558	222,989
1人当たり貸出冊数	8.0	18.7	9.8	6.0	11.6

平成26年度図書館年齢別利用統計② …平成27年3月河内長野市第3次子ども読書活動推進計画から抜粋

年 齢	0～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	合計
年間貸出冊数	38,661	94,185	20,136	12,429	165,411
1人当たり貸出冊数	7.5	18.4	6.3	3.6	9.8

(参考)平成30年度 図書館年齢別利用統計

年 齢	0～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	合計
年間貸出冊数	31,188	76,769	11,550	8,233	127,740
1人当たり貸出冊数	6.8	16.3	4.5	2.7	8.5

令和元年度 図書館年齢別利用統計③

年 齢	0～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	合計
年間貸出冊数	27,626	65,756	10,060	7,017	110,459
1人当たり貸出冊数	6.3	14.1	4.1	2.4	7.6

平成26年度の21年度に対する図書館年齢別利用増減(② - ①)

年 齢	0～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	合計
年間貸出冊数	△6,700	△27,544	△14,205	△9,129	△57,578
1人当たり貸出冊数	△0.5	△0.3	△3.5	△2.4	△1.8

令和元年度の平成26年度に対する図書館年齢別利用増減(③ - ②)

年 齢	0～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	合計
年間貸出冊数	△11,035	△28,429	△10,076	△5,412	△54,952
1人当たり貸出冊数	△1.2	△4.3	△2.2	△1.2	△2.2

・1人当たり貸出冊数…対象年齢人口の1人当たり

少子高齢化の影響で年間貸出冊数、1人当たりの貸出冊数ともに各年齢層で減少し、特に7歳～15歳の学齢期の年齢層の減少が大きくなっています。減少の要因として学校図書館の整備と学校の取組が高い効果をあげ、学校図書館で本を借りる機会が増えた反面、図書館で本を借りる機会が減少したことが考えられます。(なお60歳以上の貸出冊数は7,981冊の増加)

【学校図書館】

(小学校)

平成21年度学校図書館貸出冊数調べ① …平成23年3月河内長野市第2次子ども読書活動推進計画から抜粋

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	30,163	34,815	31,836	41,025	25,840	22,193	185,872
1人当たり貸出冊数	31.0	33.9	32.2	36.3	22.8	19.0	29.0

平成26年度学校図書館貸出冊数調べ② …平成27年3月河内長野市第3次子ども読書活動推進計画から抜粋

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	38,440	38,020	41,342	42,373	32,427	32,555	225,157
1人当たり貸出冊数	48.5	50.2	52.3	49.6	37.4	33.1	44.6

(参考)平成30年度 学校図書館貸出冊数調べ

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	41,872	45,657	46,333	42,463	36,907	31,080	244,312
1人当たり貸出冊数	58.3	59.5	57.6	54.0	46.4	39.9	52.5

令和元年度 学校図書館貸出冊数調べ③

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	35,869	40,263	45,380	44,577	30,454	32,814	229,357
1人当たり貸出冊数	52.1	56.1	58.9	56.8	37.6	41.0	50.2

平成26年度の21年度に対する学校図書館貸出冊数の増減(② - ①)

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	8,277	3,205	9,506	1,348	6,587	10,362	39,285
1人当たり貸出冊数	17.5	16.3	20.1	13.3	14.6	14.1	15.6

令和元年度の平成26年度に対する学校図書館貸出冊数の増減(③ - ②)

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
年間貸出冊数	△2,571	2,243	4,038	2,204	△1,973	259	4,200
1人当たり貸出冊数	3.6	5.9	6.6	7.2	0.2	7.9	5.6

1人当たり貸出冊数…対象学年人数の1人当たり

全体としては4,200冊増加しました。また、1人当たり貸出冊数は各学年を通じて増加しています。

(中学校)

平成21年度学校図書館貸出冊数調べ① …平成23年3月河内長野市第2次子ども読書活動推進計画から抜粋

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	5,788	3,414	2,882	12,084
1人当たり貸出冊数	6.1	3.7	2.7	4.1

平成26年度学校図書館貸出冊数調べ② …平成27年3月河内長野市第3次子ども読書活動推進計画から抜粋

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	8,890	5,245	3,707	17,842
1人当たり貸出冊数	9.3	6.0	3.8	6.4

(参考)平成30年度 学校図書館貸出冊数調べ

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	8,496	6,847	4,833	20,176
1人当たり貸出冊数	12.0	9.0	6.0	8.9

令和元年度 学校図書館貸出冊数調べ③

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	6,693	4,955	5,606	17,254
1人当たり貸出冊数	10.2	7.1	7.5	8.2

平成26年度の21年度に対する学校図書館貸出冊数の増減(② - ①)

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	3,102	1,831	825	5,758
1人当たり貸出冊数	3.2	2.3	1.1	2.3

令和元年度の平成26年度に対する学校図書館貸出冊数の増減(③ - ②)

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
年間貸出冊数	△2,197	△290	1,899	△588
1人当たり貸出冊数	0.9	1.1	3.7	1.8

1人当たり貸出冊数…対象学年人数の1人当たり

令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校の影響で年間貸出冊数は、全体としては588冊減少しました。しかし、1人当たり貸出冊数は各学年を通じて増加しており、読書離れがいわれる中学生ですが、今後もより一層の向上が期待されます。

2. 第3次計画期間の課題

図書館、学校や地域などの取組結果から次の課題が見えてきました。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもや保護者が集まる保健センター等、あらゆる場所でのブックリストの配布、読み聞かせやおはなし会などの読書啓発活動（読書の有効性を含めて）、地域での人づくりとしてのボランティア講座の開催とボランティア団体への活動場所や資料・情報の提供、赤ちゃんと保護者が一緒に絵本を楽しむきっかけづくりとしての「赤ちゃんタイム」「こくじらひろば」などの取組は今後とも充実させてゆく必要があります。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

さまざまな本との出会いとして、イベントや行事などの中に工夫がこらされ放課後児童会、公民館、子ども・子育て総合センターや地域で読書の楽しさを伝えられました。ボランティア講座、スキルアップ講座などの継続や普段の活動の実績により、経験を積んだボランティアの方々がその経験・知識・技能を活かし、講座等で講師的役割を担っています。今後もこのようなボランティアリーダーとなる人材を増やすとともに、活動に関わるボランティアの裾野を広げていく必要があります。また、図書館からの集配送を利用し、地域・機関などで、図書館の団体貸出による本の供給が図られました。今後とも直接的な本との出会いをより一層進める必要があります。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園・保育所・認定こども園、学校等においては発達年齢等、多様な子どもにも配慮し、日常的にもイベントにおいても機会をとらえて読書の楽しさを伝える工夫をしています。学校では学校図書館において電算システムによる適正な蔵書管理、貸出・返却や蔵書検索などを効率的に行い、子どもたちが利用しやすい環境づくりを行いました。「朝の読書」や「読書ノート」などの取組は成果をあげています。ただし学校図書館法の改正や学習指導要領の改訂等の情勢の変化に応じつつ、取組を行うことが求められています。また、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあることから、中高生の世代に関して、読書活動を促す取組を更に進めることが重要です。友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実させることが望まれています。

(4) 図書館における子どもの読書活動の推進

本市の厳しい財政状況の中、図書館では子どもの本の充実に努めてきましたが、今後とも整備を進める必要があります。

図書館、各関係機関、地域や学校などがお互いに協力し、それぞれが持っている情報を共有し、より大きな力が発揮できるようなネットワークの構築を一層進める必要があります。

3. 第3次計画期間における数値目標の検証

第3次計画数値目標

計画中間年度…平成30年度

計画最終年度…令和2年度

※26年度は実績

	指 標	26年度 (実績)	30年度 (目標)	令和2年度 (目標)
図書館	① 0～18歳の図書館登録者率 (%)	39.7	40.0	40.0 以上
	② おはなし会等参加者数 (人)	536	690	700
	③ 子ども(0～18歳) 1人当たりの個人貸出冊数 (冊)	9.8	12	15
学校	④ 子ども1人当たりの 小学校図書館貸出冊数 (冊)	47.9	50	55
	⑤ 子ども1人当たりの 中学校図書館貸出冊数 (冊)	6.4	8	10
	⑥ 小学生不読率 11月調査 (%)	(27年度) 1.3	1.0	1.0未滿
	⑦ 中学生不読率 11月調査 (%)	(27年度) 24.0	10.0	8.0
	⑧ 図書館から小中学校への団体 貸出冊数 (冊)	5,823	6,000	6,000 以上
地域	⑨ 図書館から放課後児童会、 地域文庫やボランティア団体 への団体貸出冊数 (冊)	13,338	14,000	15,000

第3次計画数値目標における実績数値

	指標	27年度 (参考)	28年度	29年度	30年度	令和元年度
図書館	①	38.9	39.8	43.4	47.1	49.1
	②	767	854	690	611	544
	③	9.5	8.9	8.8	8.5	7.6
学校	④	48.1	47.6	48.7	52.6	50.2
	⑤	8.6	10.1	9.9	9	8.2
	⑥	1.3	0.4	0.2	0.1	0.3
	⑦	24	20.1	19.6	29.1	21.7
	⑧	6,674	7,304	7,737	6,883	6,344
地域	⑨	15,295	14,917	15,053	15,289	16,704

(1) 図書館における指標①～③について

図書館における指標は①0～18歳の図書館登録者率(%) ②おはなし会等参加者数(人) ③子ども(0～18歳)1人当たりの個人貸出冊数(冊)です。①については健康推進課主催の4カ月児健診時に図書館職員が0歳児に図書館利用者カードを発行する取組を平成28年度から始めています。また、新中学生のオリエンテーションにおいて希望者には図書館利用者カードを発行する取組を平成29年度から始めました。その取組などの成果として、目標を達成しています。②③については、おはなし会の実施時間の検討や夜のおはなし会、英語のおはなし会などの新たな取組を行ったり、子どもの本の整備を積極的に行ってはいますが、全体的に図書館利用者が減少する中で目標には届かず、今後とも改善を目指しつつ、中長期的な取組が必要となっています。

(2) 学校における指標④～⑧について

学校における指標は④子ども1人当たりの小学校図書館貸出冊数(冊) ⑤子ども1人当たりの中学校図書館貸出冊数(冊) ⑥小学生不読率(%) ⑦中学生不読率(%) ⑧図書館から小中学校への団体貸出冊数(冊)です。④⑤⑥⑧については計画中間年度の平成30年度目標を達成しており、小中学校では計画的に取組がなされ、一定の成果があがっているといえます。その中において⑦の中学生不読率については、ゆるやかに改善傾向にあるものの、目標数値には届いていません。特に中高生に対する取組が必要であることは国の第四次計画でも指摘されています。

(3) 地域における指標⑨について

地域における指標は⑨図書館から放課後児童会、地域文庫やボランティア団体への団体貸出冊数(冊)です。放課後児童会の対象学年が小学1年生～3年生から小学1年生～6年生まで拡大し、クラス数が増加したことを要因に団体貸出は伸びています。また、福祉施設などへのパック貸出も行いました。

指標①～⑨を通して、図書館へ来る子どもたちは減少しつつも、学校や地域での取組では、増加傾向にあり、また、団体貸出の数値も増加していることから、子どもたちの周りに本があるという環境の整備に一定の効果があがっていると考えられます。

なお、計画中間年度の平成30年度目標を達成しつつも、令和元年度には数値が減少している部分には、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校や臨時休館が影響しています。

第二章 子どもの読書活動を取り巻く情勢と国の基本の方針

子どもの読書活動の推進に関する国の第四次基本計画(平成30年4月20日)では、子どもの読書活動を取り巻く情勢とそれに対応した基本の方針が示されています。計画改正の主なポイントとして、①読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進すること②友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実すること③情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析が必要であることが挙げられています。

1. 子どもの読書活動を取り巻く情勢

(1) 学校図書館法の改正等

平成26年に学校図書館法の一部を改正する法律(平成26年法律第93号。以下「改正法」という。)が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定されました。加えて、改正法附則第2項において「国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、・・・(略)・・・学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されました。

これを踏まえ、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方について検討が行われ、平成28年10月に「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」が取りまとめられました。

これを受け、文部科学省において、学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成しました。

また、平成20年6月に図書館法(昭和25年法律第118号)が改正され、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を図書館が行う事業に追加、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定の整備、司書及び司書補の資格要件の見直し、文部科学大臣及び都道府県教育委員会が司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定の整備等が行われました。

平成24年12月に告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に対する各公立図書館の対応等については、平成27年度に「公立図書館の実態に関する調査研究」(文部科学省)を行い、平成28年3月に報告書が取りまとめられました。

(2) 学習指導要領の改訂等

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び

必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。

この答申を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、また、平成30年3月30日に高等学校学習指導要領が公示されたところです。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等としています。

(3) 情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。例えば、児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加しており（平成26年度：小学生17.1%、中学生41.9%、高校生90.7%、平成27年度：小学生23.7%、中学生45.8%、高校生93.6%、平成28年度：小学生27.0%、中学生51.7%、高校生94.8%、平成29年度：小学生29.9%、中学生58.1%、高校生95.9%）、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになってきました。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等情報通信手段（コミュニケーションツール）の多様化も近年の特徴です。（数値は、平成29年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）から。）

(4) その他の動き

障がいによって読書が困難な人々の読書環境を整備する動きも活発化しています。平成26年の国連の「障害者の権利に関する条約」締結に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）をはじめとするさまざまな国内法制度が整備され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組が進められています。こうした大きな流れがある中で、平成25年の「マラケシュ条約」採択を契機とし、障がいの有無にかかわらず読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号。通称「読書バリアフリー法」）が令和元年6月28日に成立しました。これに伴い令和2年7月に策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）では公立図書館や学校図書館、点字図書館がアクセシブルな書籍・電子書籍等^{※20}を充実させるとともに、連携しながら円滑な利用のための支援を充実させることなどが定められました。

また、大阪府においては、平成25年3月に策定した「大阪府教育振興基本計画」（平成25年度～平成34年度）の基本方針4「子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます」に「生きる力をはぐくむ体験活動や読書活動の推進」を重点的取組に掲げ、「乳幼児期から発達段階に応じて本と接することができるような読書環境の充実」に向けて、「市町村や公立図書館との連携、学校図書館の活用等をすすめることにより読書活動を推進」することとしています。

河内長野市においては、平成22年に行われた教育立市宣言および平成28年4月の「河内長野市教育大綱」の策定に伴って定められた「河内長野市教育推進プラン」において河内長野市の教育の重点目標・重点施策を示しています。重点目標の一つとして「子どもたちや市民の読書活動の推進」を挙げ、市の施策として、子どもの読書活動推進を位置づけています。

令和元年12月、文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想※21により、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められています。令和2年4月の新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、GIGAスクール構想の早期実現が打ち出され、河内長野市では令和2年度中に児童生徒1人1台の学習者用端末を整備します。また、図書館では、令和2年9月に電子書籍を導入し非来館型サービスを拡充するなど、新しい生活様式に配慮した取組を進めており、子どもの読書環境にも変化をもたらしつつあります。

平成27年に国連サミットにおいて採択されたSDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）は、世界が抱える問題を解決するため、持続可能な社会をつくる17の目標と169のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととされています。図書館では、さまざまな図書館サービス・事業を通じて、SDGsの推進・普及のために貢献していきます。

2. 国における子ども読書活動の推進計画の基本的方針

①読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進すること

②友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実すること

子どもの読書活動の重要性が高まっていることや、学校段階により子どもの読書活動の状況に差があることに留意しながら、本計画期間においては、乳幼児期から、子どもの実態に応じて、子どもが読書に親しむ活動を推進していく必要があります。

特に高校生の不読率が高いことを受けて行った文部科学省の調査研究によると、読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生にな

って読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されると考えられます。このような現状を改善するために、前者には発達段階に応じて読書し読書が好きになる、つまり読書習慣の形成を一層効果的に図る必要があります、後者には読書の関心度合いが上がるような取組を推進する必要があります。

前者については、子どもが発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの読書活動が重要であることを踏まえつつ、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組を実施することが重要です。

後者については、勉強する時間やメディアを利用する時間が高校生の放課後の時間の多くを占めている実態があることに鑑みると、高校生の時期の子どもが多忙の中でも読書に関心を持つようなきっかけを作り出す必要がある。その方法としては、高校生の時期の子どもは、友人等同世代の者から受ける影響が大きい傾向があることから、友人等からの働き掛けを伴う、子ども同士で本を紹介するような取組の充実が有効であると考えられます。

このように、子どもの読書への関心を高めるために、国、都道府県、市町村は子どもの実態やそれを取り巻く状況の変化を踏まえ、取組の充実・促進を図ることが望まれます。

③情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析が必要であること

なお、スマートフォンの普及や、それを活用したSNS（ソーシャルネットワークキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子どもを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。これらについて、国は本計画の実施期間中にこうした読書環境の変化に関する実態把握とその分析等を行う必要があります。

都道府県や市町村においては、このような方向性を踏まえつつ、子どもの読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な体制を整備するとともに、推進法第9条第1項に規定する「都道府県子ども読書活動推進計画」及び推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども読書活動推進計画」の策定又は見直しを行うことが望まれます。

また、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している民間団体の活動に対する支援が行われることが重要です。

そのほか、読書活動についての関心と理解を深め、取組の更なる充実を図るため、優良事例の紹介等の普及啓発活動が行われることが重要です。

第三章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の基本理念と目的

本計画は、推進法の基本理念※22（第二条）にのっとり、本市における子どもの読書環境を整備し、子どもが自主的な読書を行う習慣を身に付け、社会の中で一人の人間として生きる力を自らが養うことにより、次代を担う人づくりを進めることを目的とします。

第4次計画においては、第3次計画の成果とその課題、国及び大阪府の計画も踏まえながら子どもの読書活動を推進します。

2. 基本目標

この目的を実現するために、施策の柱となる基本目標を以下のとおりに定めます。

①家庭における子どもの読書活動の推進

読み聞かせの楽しさや読書の重要性について、子どもの最も身近な存在である保護者に対して理解の促進を図り、広く普及するよう努めます。

②地域における子どもの読書活動の推進

各関係機関、ボランティアとの連携・協力を図り、地域において、さまざまな本との出会いを工夫し提供して、子どもの読書環境をより充実させるよう努めます。

③学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園・保育所・認定こども園での絵本や物語に親しむ環境の整備や、各学校段階で生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるための取組を進めます。

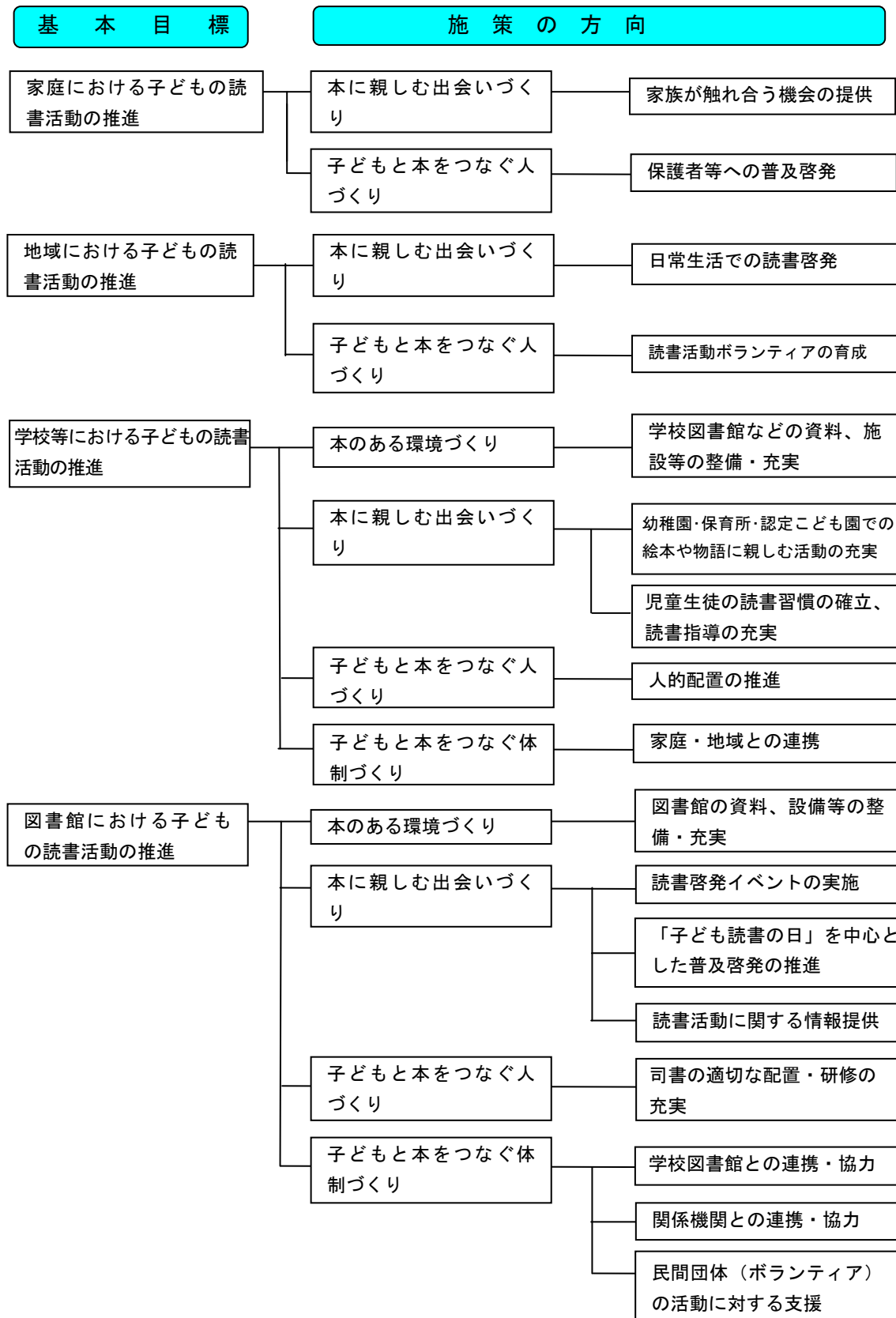
④図書館における子どもの読書活動の推進

子どもが利用しやすい環境の整備や資料の充実を図るとともに、「子ども読書の日」（4月23日）にちなんだ行事の開催など、子どもの読書活動についての関心と理解を深め、積極的な読書活動を行う意欲を高めるための取組を進めます。

3. 計画の期間

令和3（2021）年度を初年度に令和7（2025）年度までの5年間とします。

第四章 子どもの読書活動推進のための取組



1. **家庭における子どもの読書活動の推進**

(1) 本に親しむ出会いづくり

①**家族が触れ合う機会の提供**

子どもの最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことができるような機会の提供に努めます。

子どもの読書活動を促すためには、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが必要です。乳幼児期から小学校低学年にかけては、家庭が子どもの生活の基本であり、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることが重要です。

この時期に家庭で読書を楽しむことは、一冊の本を媒介にして家族が話し合う機会を持ち、絆（きずな）を深める手段となります。また、読書を大切にす家庭の雰囲気をつくることは、子どもの読書を進めるうえで非常に大きな力となります。各家庭で多種多様な本をそろえることは困難であっても図書館などの貸出やリサイクル本などを活用することで、本のある家庭環境をつくることができます。各家庭では、図書館や地域文庫などを定期的にご利用することを心がけることが大切です。

<家庭での主な取組>

- ◆図書館や地域文庫などの定期的利用
- ◆読み聞かせや寝る前の読書など、家族のふれあいとなる読書の励行
- ◆大人が読書を楽しむ姿を見せたり、子どもの頃好きだった本の話をしたりするような読書への誘いかけ
- ◆おはなし会などの催しへの参加
- ◆リサイクル本の活用

(2) 子どもと本をつなぐ人づくり

①**保護者等への普及啓発**

保護者と接する機会を積極的に利用し、家庭で読書に親しむ環境を整えるよう啓発に努めます。

読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者等に対して広く普及し、理

解してもらえよう、幼稚園・保育所・認定こども園や学校を通じて、また、乳幼児健康診査や地域子育て支援拠点事業※₂₃などの場を通じて、啓発活動を行っていきます。

<主な取組>

- ◆乳幼児健康診査での年齢層にあった情報提供と啓発
- ◆地域子育て支援拠点事業などでの情報提供と相談・啓発
- ◆学校だより、園だよりや学校ホームページ、参観などの機会を利用した保護者への情報提供と啓発
- ◆図書館でのブックリストの紹介や相談・啓発
- ◆図書館利用促進のPR

2. **地域における子どもの読書活動の推進**

(1) **本に親しむ出会いづくり**

① **日常生活での読書啓発**

日常生活の中で子どもが読書に親しむ機会を作ることや、イベントなどの実施を通して、読書の楽しさや有用性を伝えます。

子どもが読書習慣を身につけるためには、日常生活の中で幅広い働きかけを継続して行っていく必要があります。公民館や子ども・子育て総合センターでは、おはなし会や絵本の展示・貸出などさまざまなプログラムによる子どもと本の出会いづくりを行っています。保護者や祖父母世代など大人に対しても子どもの読書活動への理解深める講座やイベントを実施します。また、放課後児童会や福祉施設等での本に親しむ機会の充実を図ります。

<主な取組>

- ◆放課後児童会での本に親しむ機会の充実
- ◆公民館や子ども・子育て総合センターでの多様な読書啓発イベントの実施
- ◆地域での読書啓発イベントの促進
- ◆放課後等デイサービス等の福祉施設への資料の提供

(2) **子どもと本をつなぐ人づくり**

① **読書活動ボランティアの育成**

地域の文庫やおはなしボランティア団体などの育成と支援を図ります。

市内では、地域文庫やおはなし会、市民向けの講演会の実施や子どもの本についての勉強会など、読書につながるさまざまな市民活動が行われています。子どもの読書活動を推進するうえで、これらの市民活動は欠くことのできないものとなっています。地域文庫などへの支援や、新たな読書活動ボランティアの育成とその活動の場を広げ、子どもが読書に親しむための人づくりを進めます。

<主な取組>

- ◆ボランティア講座・スキルアップ講座などの実施
- ◆おはなし会などボランティア団体への活動場所の提供
- ◆地域文庫やボランティア団体への資料・情報の提供
- ◆地域文庫などへの資料配送

3. 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 本のある環境づくり

①学校図書館などの資料、施設等の整備・充実

子どもにとって最も身近な図書館である学校図書館や、幼稚園・保育所・認定こども園の蔵書の充実を図ります。

子どもの読書活動の機会を充実していくためには、知的好奇心を刺激し、興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させることが必要です。

また、学校図書館は学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、読書活動における利活用に加え、さまざまな学習・指導場面での利活用を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力や批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されています。これらを含め、「学校図書館ガイドライン」も参考にしながら、学校図書館の整備・充実を図ることが重要です。平成23年度に策定された「河内長野市立学校図書館資料収集方針」に基づき、障がいのある子どもや日本語以外を母語とする子どもなど、多様な子どもに配慮しながら蔵書の充実を図ります。

幼稚園・保育所・認定こども園においても、子どもが絵本などに親しむ機会

を確保する必要から図書の整備・充実を推進します。

<主な取組>

- ◆学校図書館での新鮮な図書の収集
- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での絵本などの充実

(2) 本に親しむ出会いづくり

①幼稚園・保育所・認定こども園での絵本や物語に親しむ活動の充実

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行います。

子どもが毎日通う幼稚園・保育所・認定こども園では、「幼稚園教育要領」・「保育所保育指針」・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、日々のカリキュラムの中に絵本と親しむ時間を組み入れています。乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うとともに、保護者等に対し読み聞かせ等の大切さや意義を伝えます。

<主な取組>

- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での本に親しむ機会の充実（読み聞かせなど）
- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での行事に組み込んだ読書啓発イベントの実施及び促進

②児童生徒の読書習慣の確立、読書指導の充実

各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付けられるようさまざまな図書に触れられる機会の確保に努めます。

子どもの読書活動に対する指導等を行う司書教諭と言語力向上司書（学校司書）が連携・協力し、学校図書館の図書分類や整理、テーマ展示や図書便りの発行などを行い、使いやすい学校図書館づくりを進めます。それとともに、言語活動を充実させることや、学校図書館を計画的に利用しその機能の充実を図る学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において学校図書館の活用を拡大し、言語に関する能力の育成や、人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を推進します。

<主な取組>

- ◆ 図書の整理や、電算システムを活用した目録の整理・点検
- ◆ 配架やテーマ展示など使いやすい学校図書館づくりの推進
- ◆ 学校図書館の授業への活用の推進
- ◆ 学校での「朝の読書」など読書時間の確保と継続実施
- ◆ 学校での読書啓発イベントの実施
- ◆ 各学校ごとの「学校読書活動推進目標」の設定

(3) 子どもと本をつなぐ人づくり

① 人的配置の推進

学校図書館の機能を発揮するため、本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員の配置と育成に努めます。

子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域での人づくりのほかに専門職員の存在が必要になります。司書は児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導、ボランティア等との連携促進など、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を担っています。学校では、司書教諭や言語力向上司書（学校司書）が配置され学校内での子どもの読書活動を支援しています。今後も専門司書職員の配置・活用を進めるとともに、研修などによる専門性の向上を目指します。

<主な取組>

- ◆ 司書教諭の適正な配置と研修体制の整備
- ◆ 言語力向上司書（学校司書）の適正な配置と研修の充実

(4) 子どもと本をつなぐ体制づくり

① 家庭・地域との連携

地域の人材が学校で活動する場を広げます。

子どもの読書活動を支援していくうえで、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要です。地域文庫やおはなしボランティア団体がおはなしや読み聞かせなどの活動を学校で行っているところがあります。活動が行われていない学校でも、おはなしボランティアが活動できるよう、また、ボランティアの活動をおはなしだけに限らず、学校図書館

でのリサイクル図書の受入や蔵書の整理などの運営面で司書教諭や言語力向上司書（学校司書）との連携と協力を図りながら検討し、その活動の場を広げます。

<主な取組>

◆ボランティアによる読み聞かせや蔵書の整理などの促進と連携

4. **図書館における子どもの読書活動の推進**

(1) 本のある環境づくり

① 図書館の資料、設備等の整備・充実

すべての子どもが読書を楽しめるよう、図書館・公民館図書室の蔵書の充実を図り、子どもたちの身近に本がある環境整備に努めます。

子どもの読書活動を推進していくためには、図書館・公民館図書室に、豊富で多様な蔵書を整備していくことが必要です。子どもが手に取って読みたくなるような、魅力ある豊かな蔵書を整備し、子どもがそれぞれの年齢や読書力に応じた本を読めるように、そして、障がいのある子どもや日本語以外を母語とする子どもなど、多様な子どもに配慮しながら図書館・公民館図書室の蔵書の充実を図ります。また、貸出などの図書館サービスを直接利用者に提供するサービスポイントとして公民館図書室8室と自動車文庫の23ステーションを市内に配置し、子どもの身近なところまで図書館サービスを届けます。

<主な取組>

- ◆児童、ヤング向けなど子どもにとって魅力ある蔵書（電子書籍を含む）の充実
- ◆学校支援用図書や団体貸出用パックの整備
- ◆自動車文庫の活用
- ◆さわる絵本・布の絵本の制作の充実と利用の促進、アクセシブルな書籍等の充実
- ◆英語絵本や英語多読資料など外国語図書の計画的な収集

(2) 本に親しむ出会いづくり

① 読書啓発イベントの実施

楽しいイベントを実施して、子どもの気持ちを読書にひきつけていきます。

図書館では、子どもが読書に親しむきっかけをつくるために、毎月のおはなし会のほか、絵本などの資料の展示、科学教室などさまざまなプログラムによる子どもと本の出会いづくりを行っていきます。また、読書から離れがちな中高生においても、生涯にわたって読書を楽しむ習慣が身に付くきっかけとなるような本と出会う機会を提供できるよう、中高生向けの事業の充実に努めます。

<主な取組>

- ◆図書館での多様な読書啓発イベントの実施
- ◆中高生向け事業の充実（高校生ボランティア、図書館ツアーなど）

②「子ども読書の日」を中心とした普及啓発の推進

「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めます。

「子ども読書の日」（4月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に設けられたものです。このため、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、ポスター等の掲示などを通じて普及啓発を図ります。

<主な取組>

- ◆図書館での「子ども読書の日」関連イベントの実施
- ◆「子ども読書の日」の普及啓発

③読書活動に関する情報提供

子どもの読書活動の機会に関する情報を積極的に提供します。

図書館が所蔵する児童・ヤング向け図書や乳幼児向け図書に関する情報や、おはなし会の開催などの情報を積極的に提供します。また、図書館のホームページでのお知らせやメールマガジンの発行など、インターネットを活用した情報発信も充実させます。

<主な取組>

- ◆児童向け・ヤング向け図書館だよりでの図書情報提供や、ブックリスト、パスファインダー※24などの作成、配布
- ◆市のホームページ等の活用、各イベント情報等のメール配信
- ◆ICT利用を含めた図書館利用教育の実施

(3) 子どもと本をつなぐ人づくり

①司書の適切な配置、研修の充実

司書の適切な配置を進めるとともに研修体制を整備し、子どもの読書活動について幅広く施策を進めることができる職員を育成します。

司書は児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する支援やボランティア等との連携促進など、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を担っています。図書館では児童書コーナーに専門司書職員を配置して、読書活動を推進しています。今後も専門司書職員の配置・活用を進めるとともに、研修などによる専門性の向上を目指します。

<主な取組>

- ◆図書館での専門職員の配置と研修の充実

(4) 子どもと本をつなぐ体制づくり

①学校図書館との連携・協力

資料提供や情報交換などさまざまな面から図書館と学校図書館との連携を進めます。

学校図書館は自由な読書活動や読書指導の場であり、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。市内の各小中学校では、学校図書館の図書のほかに図書館の団体貸出や学校支援貸出も利用して、学校での読書活動を進めています。図書館は、司書教諭や言語力向上司書（学校司書）との連絡を密にし、効果的な図書の選定や活用ができるよう、図書館と学校図書館との連携を進めます。また図書館と学校との配本システムなどを維持継続します。

<主な取組>

- ◆学校図書館と図書館との連携体制の充実
- ◆児童、生徒、教職員へのレファレンスサービス
- ◆学校支援貸出などの配本システムの維持継続
- ◆ブックリスト、パスファインダーなどの情報交換や共同制作
- ◆マルチメディアデジター、さわる絵本・布の絵本など、さまざまな媒体の資料の学校への提供

②関係機関との連携・協力

資料提供や情報交換など、さまざまな面から図書館と各関係機関との連携を進めます。

市全体で子どもの読書環境の整備を図っていくためには、子どもと関わる各関係機関との連携・協力が重要です。資料提供や情報交換、事業への協力などさまざまな面で連携できる体制をつくり、子どもの読書活動の推進につなげるように努めます。

<主な取組>

- ◆公民館主催事業との連携などによる図書の相互利用の促進
- ◆地域教育推進課の主催事業との連携・協力
- ◆乳幼児健康診査などでの普及啓発
- ◆子ども・子育て総合センターとの連携・協力

③民間団体（ボランティア）の活動に対する支援

図書館と地域で活動する団体との連携、支援する体制をつくります。

図書館では、おはなし会やさわる絵本制作などのボランティアを養成し、連携による事業活動を進めています。ボランティア団体などが主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動の一層の推進につながります。図書館を中心に、子どもの読書活動に関わるすべての団体や個人との連携の輪をつくり、情報交換や相互協力などにより、子どもたちに多くの読書の機会が提供できるような体制の整備を進めます。

<主な取組>

- ◆地域文庫やおはなしボランティアなどの連絡会への支援、協力事業の実施
- ◆ボランティアなどへの講座、研修の情報提供と実施



←乳幼児健診センターでの

「ようこそ えほんといっしょ」

4か月健康診査時にボランティアによる読み聞かせ、利用者カードの発行、ブックリストの配布などを行っています。

子ども子育て総合センター あいっくでの→

ワークショップ

子ども子育て総合センター あいっく交流ホールにて、市内絵本作家さんによる工作も交えて、えほんのひろばを楽しみました。



←公立小学校での読書ノート取組紹介

公立小学校で取り組んでいる「読書ノート」について、図書館展示ケースにて紹介しました。

夏休み子ども教室でのおはなしとてあそび→

キックスで開催された「夏休み子ども教室」の「えほんのひろば」にて、おはなしとてあそびを楽しみました。



第五章 子ども読書活動推進計画の推進のために

1. 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や「河内長野市総合計画」に基づき、「河内長野市教育立市宣言」を踏まえ、市全体で子どもの読書環境の整備を図っていくことを目的に、今後取り組むべき施策を具体的に示すもので、教育を推進する基本理念や基本方針を示した「教育大綱」、今後取り組むべき重点目標を明らかにした「教育推進プラン」とともに本市の子どもの読書活動を推進します。

また、本市では、SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととしており、本計画では、SDGsの17の目標のうち、次の目標の達成に向けた取組を推進します。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



**目標4【質の高い教育をみんなに】
すべての人々への包摂的かつ公平な
質の高い教育を提供し、生涯学習の
機会を促進する**

2. 推進体制の整備

庁内組織である「河内長野市子ども読書活動推進会議」により関係各課の情報交換や事業調整を行い「河内長野市子ども読書活動推進計画」の効果的な推進を図ります。

3. 財政上の措置など

本計画に掲げられた取組を実施し、「教育立市」にふさわしい教育によるまちづくりに向け、財政上の措置を講ずるよう努めます。

また、国に対しては、学校図書館の充実及び本計画推進に必要な財政上の措置を講ずるよう働きかけていきます。

大阪府に対しては、市立図書館への支援や学校図書館の充実のため、必要な財政上の措置を講ずるよう働きかけていきます。

<用語説明>

※1 ブックリスト

読書活動に役立てることを目的にテーマごとにまとめられた本の一覧表のこと。市立図書館では、4か月児健康診査時における「ようこそ えほんといっしょ」事業で配付している赤ちゃん絵本の紹介リストや館内で展示した本のリストなどを作成しています。

※2 赤ちゃんタイム

1歳以上の赤ちゃんと保護者が対象。人形や小道具を使ったわらべうた、手あそびや読み聞かせを楽しみ、ことばに親しみ、本に親しめる場づくりを目的に市立図書館おはなしのへやで開催しています。

※3 ヤング

中学生から18歳までの青少年のこと。市立図書館にはヤングコーナーを設け、ヤング向けサービスを展開しています。

※4 地域支援出前保育事業

地域（育児サークルや福祉委員会・自治会主催の遊びの広場など）からの希望により、保育士を派遣し、保育所での遊びの紹介や絵本の読み聞かせなどを行う事業。

※5 読書ノート

子どもたちが意欲を持って読書活動に取り組めるよう、市が独自に作成し、主に小学校で取り組んでいます。50冊の本を読み終わると1冊のノートが終了します。

※6 学校図書館図書標準

平成5（1993）年に当時の文部省が発表した、小・中学校及び盲・聾・養護学校の小・中学部における、学級規模ごとの目標蔵書冊数を定めたもの。

※7 学校読書活動推進目標

学校図書館 読書活動推進プラン（本市各学校における図書館教育の指針とし、学校における子どもの読書活動の推進を図るため策定されたプラン）に基づいて、各学校ごとに定める推進目標。

※8 言語力向上司書（学校司書）

市ではすべての教科等の学習の基礎となる国語力（言語活用能力）の育成のために、学校図書館を有効に活用するべく、言語力向上司書（学校司書）が小中学校全校に配置されています。

※9 地域文庫

地域の施設などに図書をそろえ、子どもを中心とした近隣の住民に対して読書活動を行うこと。購入した図書のほか寄贈書や図書館からの団体貸出による図書を所蔵し、ボランティアにより運営されています。「家庭文庫（個人が家庭の一部を開放して行う文庫活動）」もこの中に含まれています。

※10 えほんのひろば

絵本や写真集などを表紙が見えるように展示し、参加者が自由に手に取り、読みあう空間を作ります。その中で参加者が思い思いの方法でさまざまな本を手に取ることで、より一層、本に親しむ姿勢を育みます。

※11 さわる絵本

視覚障がいをもつ子どもたちのために、布などを使って絵の部分を立体化し、文字を点字で表すことによってさわって楽しむことができるようにつくられた絵本。市立図書館では、ボランティア団体「さわる絵本の会河内長野」のメンバーが工夫を凝らして制作しています。

※12 布の絵本

聴覚・触覚・手足の運動・情緒などさまざまな障がいをもつ子どもたちのために、布などを使って、絵を着脱したり動かしたりできるようにつくられた絵本。市立図書館では、ボランティア団体「さわる絵本の会河内長野」のメンバーが工夫を凝らして制作しています。

※13 マルチメディアデイジー

紙による印刷物を読むことが困難な人々のための世界共通の情報システムで、パソコンやタブレット型端末、専用機器等で音声を聞きながら、同時に文字や絵・写真を見ることができます。

※14 ピクトグラム

「絵文字」とも呼ばれる、情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）。文字による文章で表現する代わりに、単純で視覚的な図で表現されます。

※15 学校支援用図書

小・中学校の調べ学習や学級文庫など、学校での利用のために整備された図書。

※16 英語多読資料

やさしい絵本から始めて、英文を和訳せずにそのまま理解することを目指して、たくさ

んの本を読むことを「英語多読」といい、それに向けた資料を市立図書館では整備しています。

※17 図書館ツアー

図書館の利用者教育の一環として図書館職員が、利用者に図書館の機能を説明しながら館内を案内する見学会。

※18 図書リサイクルフェア

市立図書館では、市民に家庭で不要となった本を持ちよってもらい、それを希望する人（図書館利用者など）に持ち帰ってもらうリサイクルフェアを平成16（2004）年から年1回開催していましたが、令和元年2月の開催をもって市民交流センターイベントホールでの開催は終了し、図書館2階にリサイクルワゴンを常設することとなりました。

※19 レファレンスサービス

利用者が学習・調査・研究のために必要な資料や情報を求めたとき、図書館職員が図書館の資料と機能を活用して、資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結びつける業務。市立図書館では「調査・相談コーナー」を設けサービスを行っています。

※20 アクセシブルな書籍・電子書籍等

アクセシブルな書籍には、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、さわる絵本、LLブック（LLとはスウェーデン語の略で、やさしい言葉、絵や写真、ピクトグラムの組み合わせなどで読みやすい形にした本）、布の絵本等があります。アクセシブルな電子書籍等には、例えば音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書（紙による印刷物を読むことが困難な人々の読書を支援するためのデジタル録音図書）、オーディオブック（耳で聞くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ）、テキストデータ等があります。

※21 G I G Aスクール構想

児童生徒に向け1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子ども達一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現させる構想。G I G AとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。

※22 推進法の基本理念

「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、

感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」

※23 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

※24 パスファインダー

あるテーマに関する資料や情報を収集する手順をまとめた情報検索ツール・調べ方ガイドのこと。利用者のニーズに合わせて具体的なテーマ（例えば「世界遺産」「環境問題」など）ごとに作成されます。

学校図書館（小学校）での辞書引き学習→

「学校読書推進目標」に基づき、各教科等の授業で学校図書館が計画的に活用されるよう取り組まれています。



←学校図書館（中学校）でのおためし読書

「学校図書館図書標準」を目指し、計画的に図書購入が行われています。図書を紹介しあう「おためし読書」に挑戦しています。

言語力向上司書（学校司書）

の配置→

全公立小中学校に言語力向上司書（学校司書）が配置されています。



↑

ボランティアフェスティバルでの

「さわる絵本・布の絵本」の紹介

図書館ではさまざまな子どもにとって魅力ある図書の充実を図っています。



←図書館「おはなし会」

図書館ではさまざまな機会をとらえて子どもと本をつなぐ活動をしています。

推進機関等による子どもの読書活動推進のための取組（行動計画）

1. 家庭における子どもの読書活動の推進

（1）本に親しむ出会いづくり

①家族が触れ合う機会の提供

<家庭での主な取組>

- ◆図書館や地域文庫などの定期的利用
- ◆読み聞かせや寝る前の読書など、家族のふれあいとなる読書の励行
- ◆大人が読書を楽しむ姿を見せたり、子どもの頃好きだった本の話をしたりするような読書への誘いかけ
- ◆おはなし会などの催しへの参加
- ◆リサイクル本の活用

（2）子どもと本をつなぐ人づくり

①保護者等への普及啓発

<主な取組>

- ◆乳幼児健康診査での年齢層にあった情報提供と啓発（健康推進課/図書館）
- ◆地域子育て支援拠点事業などでの情報提供と相談・啓発（子ども子育て課）
- ◆学校だより、園だよりや学校ホームページ、参観などの機会を利用した保護者への情報提供と啓発（教育指導課）
- ◆図書館でのブックリストの紹介や相談・啓発（図書館）
- ◆図書館利用促進のPR（図書館）

2. 地域における子どもの読書活動の推進

（1）本に親しむ出会いづくり

①日常生活での読書啓発

<主な取組>

- ◆放課後児童会での本に親しむ機会の充実（地域教育推進課）
- ◆公民館や子ども・子育て総合センターでの多様な読書啓発イベントの実施（文化・スポーツ振興課/子ども子育て課）
- ◆地域での読書啓発イベントの促進（図書館）
- ◆放課後等デイサービス等の福祉施設への資料の提供（図書館）

（2）子どもと本をつなぐ人づくり

①読書活動ボランティアの育成

<主な取組>

- ◆ボランティア講座・スキルアップ講座などの実施（図書館）
- ◆おはなし会などボランティア団体への活動場所の提供（図書館/文化・スポーツ振興課）
- ◆地域文庫やボランティア団体への資料・情報の提供（図書館）
- ◆地域文庫などへの資料配送（図書館）

3. 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 本のある環境づくり

①学校図書館などの資料、施設等の整備・充実

<主な取組>

- ◆学校図書館での新鮮な図書の収集（教育総務課/教育指導課）
- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での絵本などの充実（教育指導課/子ども子育て課）

(2) 本に親しむ出合いづくり

①幼稚園・保育所・認定こども園での絵本や物語に親しむ活動の充実

<主な取組>

- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での本に親しむ機会の充実（教育指導課/子ども子育て課）
- ◆幼稚園・保育所・認定こども園での行事に組み込んだ
読書啓発イベントの実施及び促進（教育指導課/子ども子育て課）

②児童生徒の読書習慣の確立、読書指導の充実

<主な取組>

- ◆図書の整理や、電算システムを活用した目録の整理・点検（教育指導課）
- ◆配架やテーマ展示など使いやすい学校図書館づくりの推進（教育指導課）
- ◆学校図書館の授業への活用の推進（教育指導課）
- ◆学校での「朝の読書」など読書時間の確保と継続実施（教育指導課）
- ◆学校での読書啓発イベントの実施（教育指導課）
- ◆各学校ごとの「学校読書活動推進目標」の設定（教育指導課）

(3) 子どもと本をつなぐ人づくり

①人的配置の推進

<主な取組>

- ◆司書教諭の適正な配置と研修体制の整備（教育指導課）
- ◆言語力向上司書（学校司書）の適正な配置と研修の充実（教育指導課）

(4) 子どもと本をつなぐ体制づくり

①家庭・地域との連携

<主な取組>

- ◆ボランティアによる読み聞かせや蔵書の整理などの促進と連携（教育指導課）

4. 図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 本のある環境づくり

①図書館の資料、設備等の整備・充実

<主な取組>

- ◆児童、ヤング向けなど子どもにとって魅力ある蔵書（電子書籍を含む）の充実（図書館）
- ◆学校支援用図書や団体貸出用パックの整備（図書館）
- ◆自動車文庫の活用（図書館）
- ◆さわる絵本・布の絵本の制作の充実と利用の促進、
アクセシブルな書籍等の充実（図書館）
- ◆英語絵本や英語多読資料など外国語図書の計画的な収集（図書館）

(2) 本に親しむ出会いづくり

①読書啓発イベントの実施

<主な取組>

- ◆図書館での多様な読書啓発イベントの実施（図書館）
- ◆中高生向け事業の充実（高校生ボランティア、図書館ツアーなど）（図書館）

②「子ども読書の日」を中心とした普及啓発の推進

<主な取組>

- ◆図書館での「子ども読書の日」関連イベントの実施（図書館）
- ◆「子ども読書の日」の普及啓発（図書館）

③読書活動に関する情報提供

<主な取組>

- ◆児童向け・ヤング向け図書館だよりでの図書情報提供や、ブックリスト、パスファインダーなどの作成、配布（図書館）
- ◆市のホームページ等の活用、各イベント情報等のメール配信（図書館）
- ◆ICT利用を含めた図書館利用教育の実施（図書館）

(3) 子どもと本をつなぐ人づくり

①司書の適切な配置、研修の充実

<主な取組>

- ◆図書館での専門職員の配置と研修の充実（図書館）

(4) 子どもと本をつなぐ体制づくり

①学校図書館との連携・協力

<主な取組>

- ◆学校図書館と図書館との連携体制の充実（図書館）
- ◆児童、生徒、教職員へのレファレンスサービス（図書館）
- ◆学校支援貸出などの配本システムの維持継続（図書館）
- ◆ブックリスト、パスファインダーなどの情報交換や共同制作（図書館）
- ◆マルチメディアデージー、さわる絵本・布の絵本など、さまざまな媒体の資料の学校への提供（図書館）

②関係機関との連携・協力

<主な取組>

- ◆公民館主催事業との連携などによる図書の相互利用の促進（図書館）
- ◆地域教育推進課の主催事業との連携・協力（図書館）
- ◆乳幼児健康診査などでの普及啓発（図書館）
- ◆子ども・子育て総合センターとの連携・協力（図書館）

③民間団体（ボランティア）の活動に対する支援

<主な取組>

- ◆地域文庫やおはなしボランティアなどの連絡会への支援、協力事業の実施（図書館）
- ◆ボランティアなどへの講座、研修の情報提供と実施（図書館）

第4次計画数値目標

計画中間年度…令和5年度

計画最終年度…令和7年度

	指 標	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和5年度 (目標)	令和7年度 (目標)
図書館	①0～18歳の図書館登録者率 (%)	47.1	49.1	50.0	50.0以上
	②おはなし会等参加者数 (人)	611	544	550	600以上
	③子ども(0～18歳)1人当たりの個人貸出冊数 (冊)	8.5	7.6	9.0	9.0以上
	④図書館の児童書利用冊数 (冊)	225,904	204,501	226,000	226,000以上
学校	⑤子ども1人当たりの小学校図書館貸出冊数 (冊)	52.6	50.2	51	52
	⑥子ども1人当たりの中学校図書館貸出冊数 (冊)	9	8.2	10	11
	⑦小学生不読率11月調査 (%)	0.1	0.3	1.0未満	1.0未満
	⑧中学生不読率11月調査 (%)	29.1	21.7	21.0	20.0
	⑨図書館から小中学校への団体貸出冊数 (冊)	6,883	6,344	6,000以上	6,000以上
地域	⑩図書館から放課後児童会、地域文庫やボランティア団体への団体貸出冊数 (冊)	15,289	16,704	15,000以上	15,000以上

※令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、図書館においては令和2年2月18日以降イベントを中止し、令和2年3月2日から臨時休館となりました。また市立小中学校においては令和2年3月2日から臨時休校となりました。そのため、参考値として平成30年度の数値も示しています。数値目標については、新しい生活様式に留意しつつ、平成30年度の水準に戻すことをまずは目指すこととし、設定しています。

<参考>

	平成30年度	令和元年度	令和5年度 (推計)	令和7年度 (推計)
河内長野市人口 (人)	105,377	104,031	98,097	94,875
河内長野市人口 (0～14歳) (人)	11,000	10,657	9,544	8,880

※推計は『河内長野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン』によります。

